本則中「単位共済限度額」の下に「（当該直前契約に係る共済責任期間を漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号。以下「規則」という。）第七十一条の七ただし書（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により規則第七十一条の七ただし書に定める期間とした場合にあっては共済契約者の営む当該特定養殖業の当該共済責任期間の開始日前五年間における漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号。以下「令」という。）第十八条の六に規定する期間の養殖に係る月ごとの養殖単位当たりの生産金額を勘案して当該共済責任期間を規則第七十一条の七ただし書に定める期間とした場合における共済限度額又は単位共済限度額に相当する額、当該継続契約に係る共済責任期間を規則第七十一条の七ただし書の規定により同条ただし書に定める期間とした場合にあっては共済契約者の営む当該特定養殖業の当該直前契約に係る共済責任期間の開始日前五年間における令第十八条の六に規定する期間の養殖に係る月ごとの養殖単位当たりの生産金額を勘案して当該直前契約に係る共済責任期間を規則第七十一条の七ただし書に定める期間とした場合における共済限度額又は単位共済限度額に相当する額）を加え、「漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第十八条の六（同令」を「令第十八条の六（令」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第十三百三十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十六号（漁業災害補償法第百十条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める共済金額の最高限度を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

第二号イ中「第七号又は第八号」を「第八号、第九号又は第十号」に改め、同号ハ中「第九号」を「第十一号」に改め、同号ホ中「第十号」を「第十二号」に改め、同号に次のように加える。

ヘ　規則第五十四条第七号に掲げる要件と該当する特約があるもの　百分の七十

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百三十八号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第七十一条の三（同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百四十号（漁業災害補償法施行規則第七十一条の三（同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が指定する漁業協同組合を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

表岩手県の項中「大沢漁業協同組合、山田湾漁業協同組合、織笠漁業協同組合、大浦漁業協同組合」を「三陸やまだ漁業協同組合」に改め、同表宮城県の項中「、雄勝町雄勝湾漁業協同組合」を削る。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第１５０号

福島県会津若松市門田町大字黒岩字石高241番地２

債務者　株式会社会津電子デバイス

代表者代表取締役　五井　信雄

1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小池　達哉

4　破産債権の届出期間　平成21年９月28日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月13日午後３時45分

福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２０６号

茨城県石岡市国府３丁目２番４号

債務者　株式会社近清書店

代表者代表取締役　高野　和雅

1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　三輪　和夫

4　破産債権の届出期間　平成21年９月28日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月８日午前10時30分

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１５３８号

東京都墨田区太平３丁目８番２号

債務者　株式会社東興トレーディング

代表者代表取締役　三枝　正朝

1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　石原　康人

4　破産債権の届出期間　平成21年９月30日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月４日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５３４６号

東京都葛飾区金町６丁目12番13号

債務者　株式会社トーシン

代表者代表取締役　工藤　徳三

1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小鍛冶広道

4　破産債権の届出期間　平成21年９月30日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月14日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５３５０号

東京都千代田区岩本町２丁目16番５号

債務者　株式会社インテグラル

代表者代表取締役　藤田　智久

1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　榊井　信吾

4　破産債権の届出期間　平成21年９月30日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月３日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５３７６号

福島県いわき市小名浜西君ケ塚町２番地の１

債務者　小名浜電設株式会社

代表者代表取締役　友部　匡滋

1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　鈴木　大祐

4　破産債権の届出期間　平成21年９月30日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月３日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４３０号

神奈川県相模原市田名7438番地の３

債務者　有限会社多摩エンジニアリング

代表者代表取締役　梶谷　達雄

1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中尾　正浩

4　破産債権の届出期間　平成21年９月30日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月３日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部